

平成30年12月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第70号	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第71号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第72号	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	4
議案第73号	亀山市税条例の一部を改正する条例	7
議案第74号	亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	10
議案第75号	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	11

件名	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会 事務局
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）により公職選挙法が改正され、平成31年3月1日に施行されることに伴い、市議会議員の選挙において選挙運動用ビラ（改正後の公職選挙法第142条第1項第6号のビラをいいます。以下同じ。）を頒布することができるようになったことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）本条例において、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関し必要な事項を定めることとします。 <第1条関係></p> <p>公職選挙法の規定により頒布することができる選挙運動用ビラについては、同法において、選挙管理委員会に届け出た2種類以内 4,000枚と定められました。</p> <p>（2）市議会議員の選挙における選挙運動用ビラについて、1枚当たりの作成単価7円51銭を上限として、無料で作成することができることとします。 <第2条関係></p> <p>（3）市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払については、選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払うこととします。 <第6条関係></p> <p>3 その他</p> <p>（1）施行日は、平成31年3月1日とします。</p> <p>（2）この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		

件名	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
----	----------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成30年8月10日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

第1条による改正

- (1) 特定任期付職員について、各号給の給料月額を1,000円ずつ引き上げます。 <第7条関係>

特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者とその者が有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて採用された職員をいいます。

- (2) 特定任期付職員について、12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げます。 <第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	1.65月	<u>1.65月</u>	3.3月
改正後の支給月数	1.65月	<u>1.7月</u>	3.35月

- (3) 特定業務等従事任期付職員について、各職務の級の給料月額を400円ずつ引き上げます。 <第9条関係>

特定業務等従事任期付職員とは、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、期限を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等において、任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員をいいます。

第2条による改正

特定任期付職員について、6月期の期末手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.025月引き下げます。

<第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成30年度)	1.65月	1.7月	3.35月
改正後の支給月数 (平成31年度から)	1.675月	1.675月	3.35月

改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

第1条関係

施行日は、公布の日とし、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員の給料月額の上昇については平成30年4月1日から、特定任期付職員の期末手当の上昇については平成30年12月1日から適用することとします。

第2条関係

施行日は、平成31年4月1日とします。

件 名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
-----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成30年8月10日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、平成30年8月10日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例給の額の引上げ
- (2) 勤勉手当の支給月数の引上げ
- (3) 期末手当の均等配分
- (4) 宿日直手当の改定

2 改正内容

第1条による改正

- (1) 宿日直手当の改定 <第41条関係>

宿日直手当の額を4,200円から4,400円に改定します。

- (2) 勤勉手当の支給割合の改定 <第47条関係>

平成30年度の勤勉手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	0.9月	<u>0.9月</u>	1.8月
改正後の支給月数	0.9月	<u>0.95月</u>	1.85月

イ 再任用職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	0.425月	<u>0.425月</u>	0.85月
改正後の支給月数	0.425月	<u>0.475月</u>	0.9月

(3) 給料表の改定 < 別表関係 >

給料月額を一定水準 (平均 0.2 %) 引き上げます。

第 2 条による改正

(1) 期末手当の支給割合の改定 < 第 4 4 条関係 >

平成 3 1 年度以降の期末手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、6 月期の期末手当の支給月数を 0.075 月引き上げ、12 月期の期末手当の支給月数を 0.075 月引き下げます。

	6 月期	12 月期	合計
改正前の支給月数 (平成 30 年度)	<u>1.225 月</u>	<u>1.375 月</u>	2.6 月
改正後の支給月数 (平成 31 年度から)	<u>1.3 月</u>	<u>1.3 月</u>	2.6 月

イ 再任用職員について、6 月期の期末手当の支給月数を 0.075 月引き上げ、12 月期の期末手当の支給月数を 0.075 月引き下げます。

	6 月期	12 月期	合計
改正前の支給月数 (平成 30 年度)	<u>0.65 月</u>	<u>0.8 月</u>	1.45 月
改正後の支給月数 (平成 31 年度から)	<u>0.725 月</u>	<u>0.725 月</u>	1.45 月

(2) 勤勉手当の支給割合の改定 < 第 4 7 条関係 >

平成 3 1 年度以降の勤勉手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、6 月期の勤勉手当の支給月数を 0.025 月引き上げ、12 月期の勤勉手当の支給月数を 0.025 月引き下げます。

	6 月期	12 月期	合計
改正前の支給月数 (平成 30 年度)	<u>0.9 月</u>	<u>0.95 月</u>	1.85 月
改正後の支給月数 (平成 31 年度から)	<u>0.925 月</u>	<u>0.925 月</u>	1.85 月

改正前の支給月数は、第 1 条による改正後の支給月数です。

イ 再任用職員について、6月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成30年度)	0.425月	0.475月	0.9月
改正後の支給月数 (平成31年度から)	0.45月	0.45月	0.9月

改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

第1条関係

施行日は、公布の日とし、宿日直手当及び給料表の改定については平成30年4月1日から、勤勉手当の支給割合の改定については平成30年12月1日から適用することとします。

第2条関係

施行日は、平成31年4月1日とします。

(参考)

1 一般職の職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
H30 期末手当	1.225月(改定なし)	1.375月(改定なし)	2.6月(改定なし)
勤勉手当	0.9月(改定なし)	0.95月(0.9月)	1.85月(1.8月)
合計	2.125月(改定なし)	2.325月(2.275月)	4.45月(4.4月)
H31 期末手当	1.3月(1.225月)	1.3月(1.375月)	2.6月(改定なし)
勤勉手当	0.925月(0.9月)	0.925月(0.9月)	1.85月(1.8月)
合計	2.225月(2.125月)	2.225月(2.275月)	4.45月(4.4月)

2 再任用職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
H30 期末手当	0.65月(改定なし)	0.8月(改定なし)	1.45月(改定なし)
勤勉手当	0.425月(改定なし)	0.475月(0.425月)	0.9月(0.85月)
合計	1.075月(改定なし)	1.275月(1.225月)	2.35月(2.3月)
H31 期末手当	0.725月(0.65月)	0.725月(0.8月)	1.45月(改定なし)
勤勉手当	0.45月(0.425月)	0.45月(0.425月)	0.9月(0.85月)
合計	1.175月(1.075月)	1.175月(1.225月)	2.35月(2.3月)

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
----	------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

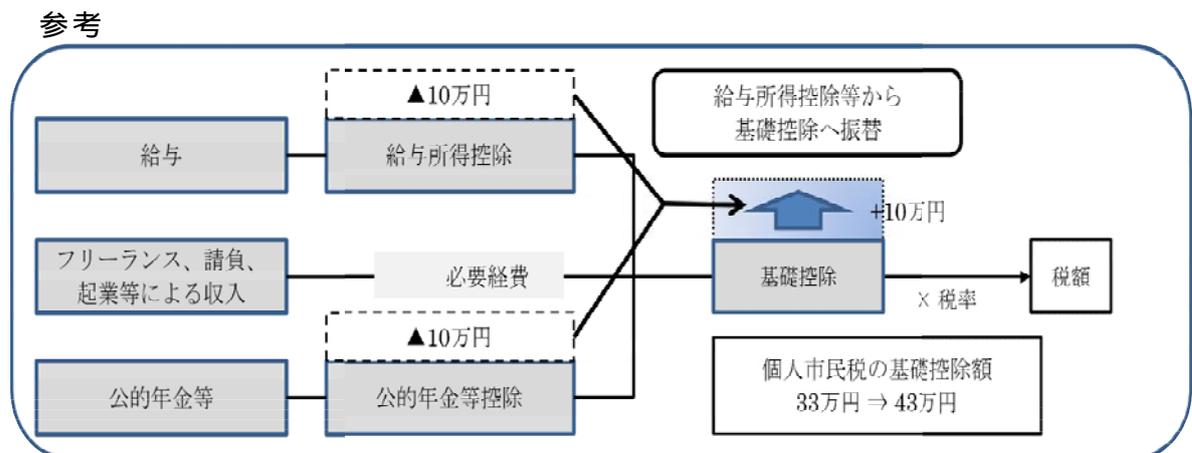
地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）により地方税法及び租税特別措置法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

個人市民税関係

- (1) 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額がそれぞれ一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられることに伴い、平成33年度以後の各年度分の個人市民税の非課税の範囲を改めます。

< 第13条及び附則第9条関係 >



- ア 非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下とします。

改正前	⇒	改正後
前年の合計所得金額が 125万円以下		前年の合計所得金額が 135万円以下

給与収入換算では、改正前後で同額（204万4千円未満）となります。

イ 前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額）以下の者に対しては、市民税の均等割を課さないこととします。

参考

（例1）本人のみの場合

改正前：28万円以下

改正後： $28\text{万円} + 10\text{万円} = 38\text{万円}$ 以下

給与収入換算では、改正前後で同額（93万円以下）となります。

（例2）同一生計配偶者＋扶養親族（子）1人の場合

改正前： $28\text{万円} \times 3（妻＋子＋1） + 16\text{万}8\text{千円} = 100\text{万}8\text{千円}$ 以下

改正後： $28\text{万円} \times 3（妻＋子＋1） + 10\text{万円} + 16\text{万}8\text{千円} = 110\text{万}8\text{千円}$ 以下

給与収入換算では、改正前後で同額（168万4千円未満）となります。

ウ 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、市民税の所得割を課さないこととします。

参考

（例1）本人のみの場合

改正前：35万円以下

改正後： $35\text{万円} + 10\text{万円} = 45\text{万円}$ 以下

給与収入換算では、改正前後で同額（100万円以下）となります。

（例2）同一生計配偶者＋扶養親族（子）1人の場合

改正前： $35\text{万円} \times 3（妻＋子＋1） + 32\text{万円} = 137\text{万円}$ 以下

改正後： $35\text{万円} \times 3（妻＋子＋1） + 10\text{万円} + 32\text{万円} = 147\text{万円}$ 以下

給与収入換算では、改正前後で同額（221万6千円未満）となります。

（2）平成33年度以後の各年度分の個人市民税については、現在、全ての所得割の納税義務者に適用している基礎控除を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に限り適用することとします。 <第18条関係>

(3) 平成 3 3 年度以後の各年度分の個人市民税については、現在、全ての所得割の納税義務者に適用している調整控除を、前年の合計所得金額が 2 , 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者に限り適用することとします。

< 第 2 1 条関係 >

調整控除とは、個人市民税と所得税では、配偶者控除などの人的控除額に差があるため、個々の納税義務者の人的控除の適用状況に応じて個人市民税を減額することによって、納税義務者の負担が変わらないようにする控除です。

法人市民税関係

(4) 資本金 1 億円超の内国法人に対し、法人市民税の納税申告書及びその添付書類の提出について、地方税関係手続用電子情報処理組織 (通称 : e L T A X) を使用して行うことを義務付けます。

< 第 1 2 条及び第 4 3 条関係 >

内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人をいいます。

参考

資本金 1 億円超の対象法人数 (平成 3 0 年 1 0 月 1 日時点) 1 6 2 社

その他

(5) 地方税法及び租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整備を行います。

< 第 2 6 条、附則第 1 7 条の 2 及び附則第 3 3 条関係 >

3 その他

施行日は、平成 3 1 年 1 月 1 日とします。ただし、一部の規定の施行日等については、次のとおりとします。

(1) 地方税法の一部改正に伴う規定の整備の一部の施行日は、平成 3 1 年 4 月 1 日とします。

(2) 法人市民税の納税申告書等の提出に関する改正規定の施行日は、平成 3 2 年 4 月 1 日とし、同日以後に開始する事業年度分の法人市民税から適用することとします。

(3) 個人市民税の非課税の範囲、基礎控除及び調整控除に関する改正規定の施行日は、平成 3 3 年 1 月 1 日とします。

件名	亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	産業建設部 用地管理課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第6号）により道路法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>改正前の道路法第40条において規定されていた「占用物件」が、改正後の同法第39条の8で規定されたことにより、本条例で引用する条項の整備を行います。 <第3条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件 名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	産業建設部 都市整備課
-----	--------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成21年3月策定）において200戸の市営住宅を供給する目標を定めており、このうち70戸については、民間が所有する賃貸共同住宅を活用して供給することとしています。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅24戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

借上げによる市営住宅として、次の住宅を新たに設置します。

< 別表第1関係 >

設置年度	名称	位置	構造	戸数
平成30年度	新所住宅	関町新所962番地4	木造2階	6
平成30年度	本町住宅	本町三丁目15番17-2-101号、15番17-2-102号、15番17-2-103号、15番17-2-105号、15番17-2-106号、15番17-2-107号、15番17-2-201号、15番17-2-202号、15番17-2-203号、15番17-2-205号、15番17-2-206号、15番17-2-207号、15番17-2-301号、15番17-2-302号、15番17-2-303号、15番17-2-305号、15番17-2-306号、15番17-2-307号	中層耐火3階	18

3 その他

施行日は、公布の日とします。